

令和8年度ツキノワグマ市街地等出沒対応訓練業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度ツキノワグマ市街地等出沒対応訓練業務委託

2 業務の目的

本業務は、ツキノワグマが市街地等に出沒した際、ツキノワグマによる危害の発生を防止するための手段として実施する緊急銃猟等における関係機関の役割を確認するとともに、現場における調整・意思決定等について一連の流れを確認することで、危機事案発生時における円滑かつ適切な対応に資することを目的に、市街地等出沒時対応訓練を実施するもの。

3 業務の期間

契約日 から 令和9年2月26日（金）までとする。

4 業務の内容

ツキノワグマの市街地出沒時対応について、以下の内容により業務を行うこと。

(1) 市街地等出沒時対応訓練の実施

①訓練内容

ア 緊急銃猟の実施を想定した訓練とし、開催地1か所につき、机上訓練及び実動訓練を各1回ずつ実施する。ただし、関係者と協議し、内容変更が必要な場合はこの限りではない。

イ 市街地等へのクマ出沒時の対応に係る課題を共有するため、関係機関（市町村、警察、猟友会、県等）を参集する。参集にあたっては、発注者と受注者が協力し、関係者と協議を行う。

ウ 訓練は、合計5時間程度のプログラム（机上訓練3時間程度、実動訓練2時間程度）とし、1回の訓練が2日以上プログラムとなっても構わない。なお、机上訓練を省略する等の内容変更があった場合は、発注者と受注者で協議のうえ、内容調整を行うこととする。

②実施場所

県内2か所で実施する（県南地区及び沿岸地区）。

③業務に係る分担

ア 実施場所の選定は発注者と受注者で協議の上決定する。

イ 訓練参加者との調整及び会場の確保は発注者と受注者が協力して行う。

ウ 訓練のプログラムの作成、当日の進行、研修の開催に必要な資材・会場等の準備は受注者が行う。なお、必要に応じ発注者が協力するものとする。

エ プログラムの内容は発注者と協議の上決定し、講師・ファシリテーターは受注者が担当する。なお、発注者が必要と認める場合、発注者が講師・ファシリテーター

ターとなることを妨げない。

(2) 報告書の作成

(1) の内容を取りまとめの上、報告書を作成する。

5 責任者の配置

業務の履行に際しては、責任者を設置することとし、責任者は現に、農林水産省が登録する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」または、環境省が登録する「鳥獣保護管理プランナー」若しくは「鳥獣保護管理調査コーディネーター」として登録されている者であり、入札参加申請時点で当該法人に所属している者であること。

6 成果物

- (1) 紙媒体又は電子媒体：報告書 1部
- (2) 提出場所：岩手県環境生活部自然保護課

7 その他

- (1) 本業務実施に当たっては、労働関係法令等の諸法令を遵守すること。
- (2) この仕様書に記載がない事項については、必要に応じて発注者と受注者間の協議により定めるものとする。